



安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別 法違反被告事件

著者	村上 義弘
引用	大阪府立大學經濟研究. 1960, 15, p.140-148
URL	http://doi.org/10.24729/00002372

判例研究

安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う
刑事特別法違反被告事件

村上義弘

昭和三四年一月一日最高裁判所大法廷判決（昭和三四年

（あ）七一〇号）判例時報二〇八号一〇頁―破棄差戻

原審 東京地方裁判所

〔判決要旨〕 一、外国の軍隊の駐留は、我が国がそれに対して指揮権、管理権を有しないかぎり、憲法第九条二項にいう戦力に該当しない。

二、安全保障条約が違憲なりや否やの法的判断は、高度の政治性を有するものであって、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは司法審査の範囲外のものである。

三、アメリカ合衆国軍隊の駐留は、憲法に適合こそすれ、一見

極めて明白に違憲無効とは認められない。

（補足意見、意見がある。）

〔事実〕 被告坂田茂他五名は昭和三二年七月八日午前一〇

時三、四〇分頃から午前一一時までの間に正当な理由がないのに、アメリカ合衆国の使用する施設であって、入ることを禁じた場所である東京都砂川町所在立川飛行場内に深さ四、五メートルにわたって立入り、又被告人権野徳蔵は同日一〇時三〇分頃から午前一一時三〇分頃までの間に正当な理由がないのに右立川飛行場内に深さ約二、三メートルにわたって立入った。

原審は右事実を認定し、右事実は日本国とアメリカ合衆国と

の間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法（以下刑事特別法と略す）第二条に該当すると判示しながら、アメリカ合衆国軍隊の駐留が憲法第九条に違反して許すべからざるものであるから、刑事特別法第二条の規定は合理的理由なく国民に重い刑罰を課しているが故に憲法第三条に違反する無効な法律であると判断し、被告人等に対し無罪を云い渡した。

これに対して検察官は右判決は憲法の解釈に誤りがあるとして跳躍上告を行った。

〔上告理由〕 上告理由の要点は次の通りである。

第一点 刑事特別法第二条が憲法第三条に違反する無効な法律であるとの判示について。

刑事特別法第二条の法定刑が軽犯罪法第一条第三号より重く定められていることについては、駐留軍が我が国の同意を得て駐留する外国の軍隊であるという特殊性からして、充分合理性がある。

又憲法第三十一条はある刑罰法規の法定刑が他の刑罰法規の法定刑と均衡を保っていることまで保障する規定と解すべきでない。

第二点 日米安全保障条約に基く合衆国軍隊の駐留を憲法

安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法違反被告事件

上許されないものとする判示について。

一、憲法第九条第二項前段の戦力の保持とは、わが国が自ら管理支配する戦力を持つことをいう。従って地域的にわが国の国家権力の及ぶ範囲内に外国軍隊が駐留することをわが国政府が許容するとしても、わが国がその外国軍隊を指揮管理し得ないものであれば戦力の保持に該当しないことはもちろん、わが国政府の要請に応じて駐留外国軍隊がわが国防衛のための軍事行動をとる現実的可能性がいかにも大であっても、その外国軍隊に対してわが国政府が指揮管理権を有しない以上、これをもってわが国が戦力を保持しているとはいえない。

二、国連憲章は、その第五条によって加盟国に個別的または集団的自衛権のあることを承認し、加盟国に対し武力攻撃が発生した場合加盟国が一定の制限の下に、これらの自衛権の行使として武力による自衛行動に訴えることを承認している。

日米安全保障条約により駐留する合衆国軍隊は専ら侵略を防止することによりわが国の平和と安全の維持およびこれと密接な関係のある国際の平和と安全の維持に寄与するためにのみ使用され、（国連の監督及び事後抑制等により）それ以外の目的に濫用されない保障が存する。侵略を防止することは国際の平和と安全の維持に寄与する所以である。従って合衆国軍隊の駐

留を許容したわが国政府の行為は日本国憲法の基調とする平和主義と国際協調主義にそいながら、わが国の平和と安全の維持をはかるものであつて、憲法の本質にもとるものではなく、むしろその精神から許容されるべきものと解するのが相当である。

第三点 司法裁判所の裁判権の限界について。

原判決を仔細に検討すると、条約の国際法上の効力は別として、その国内法上の効力と憲法との優劣問題について憲法優位の立場をとり、裁判所の違憲審査権は条約に及ぶものとし、日米安全保障条約を合衆国の駐留を許容する点において憲法第九條第二項前段に違反する無効なものと判断したと解する外はない。原判決がかように日米安全保障条約を違憲としたことは憲法第八一條の解釈を誤り、かついわゆる統治行為または政治問題につき裁判所の裁判権が及ぶものとした不当な判断といわざるを得ない。

一、条約と違憲審査権 いうまでもなく裁判所の違憲審査権の憲法上の根拠は憲法第八一條である。しかし同条は、法律、命令、規則および処分が憲法に適合するかどうかの審査権のみを規定して、本件で問題となっている条約審査権については何も触れていない。さらに憲法第九八條第一項は、憲法をもつ

て国の最高法規であるとし、憲法に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部はその効力を有しないとしながら憲法と矛盾する条約の効力について規定するところなく、かえつて同條第二項において日本国が締結した条約及び確立された国際法規は誠実に遵守することを必要とする」と規定し、条約は憲法との関係において、法律、命令、規則または処分とは別個に取扱われるべきことを明かにしている。従つて裁判所は、条約が憲法に適合するかどうかの審査権を有しないと解すべきである。

二、統治行為 条約一般につき違憲審査権があるかどうかにかかわらず、日米安全保障条約はその特異な性格にかんがみ司法裁判所において憲法に適合するかどうかを審査することはできない。……いわゆる統治行為または政治問題という觀念をもつて表わされる司法裁判所の裁判権の及ばない問題のあることについては殆んど争いが無い。日米安全保障条約の合憲性の問題はまさにかような司法裁判権の限界を越えた問題である。

三、前提問題 条約について、あるいは統治行為または政治問題について裁判所に裁判権がないことを是認しながら、前提問題としてならばその審査をすることを妨げないと説くものもあるようである。しかし憲法が条約を司法裁判所の違憲審査

権の範囲外においたのも統治行為または政治問題の觀念をもつて表わされる司法裁判所の裁判権の及ばない問題があることを認めるのも、条約及び統治行為または政治問題の性質が、そもそも司法裁判所の裁判権に服させることを適當としないためである。従つて前述したところは、日米安全保障条約または同条約に関する政府の行為が前提問題となつている場合と否とにかかわらないこと論を俟たない。

〔判旨〕 原判決破棄、差戻。

一、われら日本国民は憲法九条二項により同条項にいわゆる戦力は保持しないけれども、これによつて生ずるわが国の防衛力の不足はこれを憲法前文にいわゆる平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼することによつて補い、もつてわれらの安全と生存を保持しようと決意したのである。そしてそれは必ずしも原判決のいうように、國際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的安全保障に限定されたものではなく、わが国の平和と安全を維持するための安全保障であればその目的を達するにふさわしい方式又は手段であるかぎり國際情勢の実状に即応して適當と認められるものを選ぶことができるのはもとよりであつて、憲法九条はわが国がその平和と安全を維持するため他国に安全保障を求めることを何ら禁ずるものではないので

ある。

そこで右のような憲法九条の趣旨に即して同条二項の法意を考へてみるに、同条項において戦力の不保持を規定したのは、わが国がいわゆる戦力を保持し、自らその主体となつてこれに指揮権を行使することにより、同条一項において永久に放棄することを定めたいわゆる侵略戦争を引起すことがごときことのないようにするためであると解するを相当とする。従つて、同条二項がいわゆる自衛のための戦力保持を禁じたものであるか否かは別として、同条項がその保持を禁止した戦力とはわが国が主体となつてこれに指揮、管理権を行使し得る戦力をいうものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊はたとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力に該当しないと解すべきである。

二、次にアメリカ合衆国軍隊の駐留が憲法九条、九八条二項および前文の趣旨に反するかどうかであるが、その判断には右駐留が本件日米安全保障条約に基くものである關係上、結局右条約の内容が憲法の前記条章に反するかどうかの判断が前提とならざるを得ない。……（ここで日米安全保障条約の締結経緯を述べて）ところで、本件安全保障条約は前述のごとく主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な關係をもつ高度の

政治性を有するものというべきであつて、その内容が違憲なりや否やの法的判断はその条約を締結した内閣およびこれを承認した国会の高度の政治的ないし自由裁量的判断と表裏をなす点がすくなくない。それ故、右違憲なりや否やの法的判断は純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には原則としてなじまない性質のものであり、従つて一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは裁判所の司法審査権の範圍外のものであつて、それは第一次的には右条約の締結権を有する内閣及びこれに対して承認権を有する国会の判断に従うべく、終局的には主権を有する国民の政治的批判に委ねられるべきものであると解するを相当とする。

三、よつて進んで本件アメリカ合衆国軍隊の駐留に関する安全保障条約およびその第三条に基く行政協定の規定の示すところを見るとその目的は専らわが国を含めた極東の平和と安全を維持し、再び戦争の惨禍が起らないようにすることに存し、わが国がその駐留を許容したのは、わが国の防衛力の不足を平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼し補なおうとしたものに外ならないことが窺えるのである。

果してしからば、かようなアメリカ合衆国軍隊の駐留は、憲法九条、九八条二項および前文の趣旨に適合こそすれ、これら

の条章に反して違憲無効であること、か一見極めて明白であると
は到底認められない（以上要点のみ）。

（補足意見及び意見略）

〔評訳〕 多数意見は我が国の指揮、管理権の行使し得ない外国軍隊は憲法九条に於て禁止された戦力でないという第一前提に立つた。しかしこのような説明だけでは不十分と考へてか、（侵略的性情を有する外国軍隊の駐留を許容してもわが国が指揮、管理権を有しなければ憲法前文並び第九条に違反しないかという反問などが予想され得る）第二段階として「アメリカ合衆国軍隊の駐留が憲法九条、九八条二項及び前文の趣旨に反するかどうか」と自問し、その「その判断には右駐留が本件日米安全保障条約に基くものである関係上結局右条約の内容が憲法の前記条章に反するかどうかの判断が前提とならざるを得ない」と述べている。

この論理をおしすすめて行くと当然日米安全保障条約の目的乃至内容が検討されなければならないわけである。ところが多数意見は「しかるに右安全保障条約は、日本国との平和条約と同日に締結せられたこれと密接不可分にある条約である」と述べその締結過程を検討し、そのような同条約の締結経緯から明らかかなように、「本件安全保障条約は……主権国としてのわが

国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものというべきであつて、その内容が違憲なりや否やの法的判断はその条約を締結した内閣及び国会の高度の政治的ないし自由裁量の判断と表裏をなす点がすくなくない。それ故右違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には原則としてなじまない性質のものであり、従つて一見極めて明白に違憲無効であると認められないかぎりには、裁判所の司法審査の範囲外のものであつて、それは第一次的には右条約の締結権を有する内閣及びこれに対して承認権を有する国会の判断に従うべく、終局的には、主権を有する国民の政治的批判に委ねられるべきものであると解するを相当とする」とし、「一見極めて明白に違憲無効であると認められないかぎり」という留保の下に、自ら発した問に關して詳細に審査することを回避したわけである。

そして第三段階に於て、この留保に対して、条約及び行政協定規定の示すところを簡単に説示して、結局「かようなアメリカ合衆国軍隊の駐留は憲法九条九八条二項および前文の趣旨に適合これすれ、これらの条章に反し違憲無効であることが一見極めて明白であるとは到底認められない」と結論した。

しかし以上の説示は本件問題を事件そのものについても、又

安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法違反被告事件

憲法解釈及び法理論的にも徹底的に解明して決論を与えたと感ずる程説得力を有していない。上の三つの論点の各々はいずれも不完全で、そのみで決め手となる程明確な説明はなされていない。又三つの論点を総合して考えてみても第一の問題は不徹底な形で、第二の問題として持越され、第二の問題も必ずしも納得しがたい留保の下に第三の問題に引き継がれ、そして結局この第三の段階においても重要な問題点の判断を回避する形で決論づけられた。このように三つ論点を挙げて論じた論じ方は一見詳細に問題を論じたように見えながら、仔細に検討すれば必しもそうでなく、問題を徹底的に論ずるためというよりは、却つて問題の焦点をぼかして了つたとの感を免れない。しかし、このような結果に終つたのは結局最高裁判所が先ず同裁判所の審査権について明確な基本的立場を有しなかつたためと思われる。そのため判決は積極的に裁判所の見解を示すより、現状維持のための弁解を行ったかの感を呈する説示に終つた。そこで本稿においては、本件の判例批評としては一面的批判に終ることは充分自覚しつつ、主として最高裁判所の法令審査権の問題を中心に批判を試みてみたいと思う。

憲法八一条は次の如く規定する。「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定す

る権限を有する終審裁判所である。」ここに条約の審査権が規定されていないので、最高裁判所は条約について審査権を有するかという点について学説に於ても対立がある（註解日本国憲法、下巻一二一七～八頁）。しかしこの問題は憲法条文の解釈の確定とともに、それに先行して条約即ち国際法の性格についての説明がなされねばならない。

一般に国際法学に於ては、国際法乃至条約は主として国家間の関係を規定し、それに附随的に個人や国際法組織の關係について規定している法であるとか、国際社会を基盤として妥当する法であつて、その規定の対象となつてゐるのは主として国家間の關係であるが、限られた範圍において個人や国際組織についての規定も含まれてゐる（田畑、国際法Ⅰ（法律学全集五五）六～八頁）といわれており、又その効力についても、国際法の規定の内容からしてそのまま国内的に適用されがたい場合と国際法の規定の内容がそのまま国内的に実施可能なものである場合があるとされている。これらの点は尚詳細に検討する必要があるが、国際法乃至条約には主として国家間の關係のみを規律する、従つて国家相互の關係にのみ妥当する法である場合と、国際法乃至条約が直接に個人間の關係を規律している場合、即ちそれらがそのまま国内的に適用せられることを当然の

要請としてもつてゐると認められる場合がある。このような場合には特に国内法化されずとも（国内憲法が国内法化されることを特に要求している場合は別）国内的効力を有すると考えられる。（例えば船舶衝突条約・海難救助条約等）。

ところで前者のような性格を有する国際法乃至条約について考えてみると、これらが国家間の關係を規律し、それらの間に妥当する法であるかぎり、そのような法を直接国内關係の争いに関して審判することはあり得ず、憲法八一条の除外を俟つまでもなく、最高裁判所の審査の対象から除外されるのは当然のことと考えられる（同旨、註解日本国憲法下巻、一二一七～八頁）。

ただ次の二つの場合条約乃至国際法が最高裁判所の審査の対象となるかどうか問題となる。即ち一つは今述べた国家間の關係に妥当する法としての条約乃至国際法上の義務を国家が国内的に実施するために国内的措置をとつた場合（主として法の制定）と、先に述べた国際法乃至条約そのものが国内的關係をも規律するセルフ・ニキニセキニーテインクな性格を有する法であるときである。後の場合は本件とあまり關係がないので詳論は省略して²⁾、前の場合を検討してみると、一説には条約を実施する国内法令を制定した場合、当該法令の内容か条約の内容と

同一或は密接不可分の関係にあるときは、最高裁判所はなお審査権なく、これに反し、これに必然の関係のないときにはこれを審査しうるものと解するといわれている（註解日本国憲法下巻二二一八頁）。しかし憲法八一条「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する」としており、従って条約を実施するために法律が国家と国民乃至国民相互の関係を規律する国内法として制定されれば、法律と条約が如何に密接な関係を有しようとも国内関係を規律するかぎりこれが裁判所の審査権から除外されるところは困難である。

ただこの場合斟酌しなければならないのは憲法九八条二項の規定である。即ち同条項は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規はこれを遵守することを必要とする」と規定する。従ってこの規定を単なる訓示的規定と解さないならば、国家（含裁判所）乃至国民は条約を遵守する憲法上の義務を有するわけであり、従って条約の実施のため制定された国内法をも一つの憲法上の義務として遵守しなければならない。このように考えると、条約実施に密接不可分の関係を有する国内法が制定されその法律と他の憲法規定が衝突するとき、その法律を無効とするか否かの問題が生じた場合、憲法九八条二項の条約遵

守義務と、該憲法規定の比較考量の上、或は条約実施の国内法の有効性を導き得る可能性がでてくる。このことは決して条約実施と密接な関係にある法を裁判所の審査の外においてそうするのでなく、その審査の中におきつつ、憲法の平面の上で九八条二項の解釈と他の憲法規定の解釈の検討をまっぴら決定を下すということである。

従って、私は条約実施と密接不可分の関係を有する国内法はたとえ憲法の一部の規定に違反していても有効と判断され得る場合は考えられるが、これを裁判所の審査から除外すべきであると認め難い。

次にこのような条約と密接な関係を有する国内法を裁判所が審査するとき、条約を前提問題とする（即ち条約の違憲性を確定し、従ってそれに関連ある国内法は無効であるという論理をとること）はどうであろうか。

前にも述べたように一般に国家間の関係を規律する法たる条約はその性格からして一国の裁判所の審査の対象とはなり得ないし、又その淵源の相違によって異った法体系に区別される条約と国内法が、前者が無効であるから後者は直ちに無効であるという論理はとり得ない。従ってこのような場合には、厳密な意味での前提問題としては条約は裁判所の審査の対象になり得

ない。

しかしながら、条約を前提問題として審査できないから、それと密接な関係にある国内法も裁判所の審査の対象外にあるという考え方には賛成できない。というのは本件において原判決がなしたような判断の仕方、即ち安全保障条約そのものは直接審査の対象とせずに、刑特法の違憲合憲を判断するに当って、その保護の対象となっている駐留アメリカ軍が我が国憲法によって禁止されているか否かを検討するに際してその判断資料として条約即ち安全保障条約の内容を検討した場合である。この場合、裁判所は安全保障条約をその審査の対象としているのではなくて、国内法たる刑特法の違憲合憲を審査の対象とし、その判断の有力なる資料として安全保障条約を参考に供したにすぎない。換言すれば原判決においては、安全保障条約を審査の対象にしたのではなく、ただ駐留軍の性格を判断する証拠資料としたにすぎないのである。従ってかかる考え方に立てば条約の法的効果が直接裁判所によって審査されるのではなく、審査の対象となっている法乃至事実の判断資料となっている場合にも条約が除外されなければならないとすることは当を得ていない。

従って本件についていえば、実質的判断の当否は別としても、駐留軍の性格を判断するに当って、原判決が日米安全保障

条約の内容及び性格を詳細に検討した態度の方が理論的にも正しく、最高裁判所の態度は無用な自制を行い、かえって本件問題に対する明確な判断を避けたものといえることができる。

以上のような考察の上に立つてみると、本件において確定すべき重要な点は、安全保障条約が違憲か合憲かということではなく、駐留米軍が我が国憲法九条二項に禁止する戦力に該当するか否か、刑特法二条が違憲か合憲かということである。

以上は単なる私の試論であるが、しかしその意図は最高裁判所に対して実定法、特に憲法規定のより精密忠実な解釈、法理論的に更に精密な検討を期待しての批判である。

(註一) 私の考えでは、第一の問題点は、憲法九条はわが国の戦力の保持を禁止しているのであって、外国軍隊の駐留という事態は我が国憲法の全く予想していない事態で、そのような事項については憲法は何も規定していない。即ち積極的に許容も禁止もしていない。従って外国軍隊の駐留ということは本来的に憲法問題となり得ないということを経験した方が徹底すると思う。

(註二) このような場合裁判所は審査権を有すると解するが、九八条一項の解釈を、一般の法令審査に於て、違憲判決の効力が一般的効力を有すると解するのに対し、条約については個別的効力を有するにすぎないと解する。